

## 公益社団法人射水青年会議所 会員資格規定

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本規定は公益社団法人射水青年会議所（以下「本会議所」という）定款第2章（会員）に基き、会員の入会、休会、退会、除名の資格等に関する事項を規定する。

### 第2章 入会

#### (推薦)

第2条 推薦資格者2名は定款第6条第1項第1号及び第4号に該当すると思われ、入会を希望する青年のある時、推薦状に必要事項記入の上、担当委員会に提出する。（入会の申込）

第3条 担当委員会は入会希望者を対象として入会説明を行い、説明後一年間に2回、理事長の定める 会合に出席した者を新入会員予定者として入会申込書に必要事項を記入の上、入会面接に推薦することができる。

#### (入会審査)

第4条 前条で推薦された新入会員予定者に対し、理事長は推薦者1名以上の立ち会いのもと入会面接を行う。

2 本会議所において理事長は新入会員予定者の入会の意思並びに入会申込書の記入要件を確認する。

#### (適格者の推薦)

第5条 前条で確認された者を担当委員長は新入会員適格者として理事会に推薦することができる。

#### (適格者の決定)

第6条 適格者は出席理事の無記名投票により決定される。但し、理事3分の1以上の反対ある場合は不適格となる。なお、投票の白票は無効とする。

2 理事会にて不適格となったものには、理事長よりその旨を通知するものとする。

#### (入会者の決定)

第7条 新入会員適格者は理事会承認後、事務手続き並びに入会金の納入をもって入会とする。

#### (推薦者)

第8条 推薦者の資格は次の通りとする。

- (1) 入会后1年以上経過していること。
- (2) 被推薦者に対して1年間の指導を出来る者
- (3) 直前1カ年に於ける出席率70%以上の者

#### (転入会)

第9条 公益社団法人日本青年会議所に加入している他の青年会議所の正会員から入会申込があるときは、入会申込書と前所属青年会議所理事長の推薦状及び青年会議所歴を添えて提出させ、理事会にて承認を得て決定する

- 2 転入会については、会員資格規定第3条（入会の申込）、第4条（入会審査）は適用しないものとする。
- 3 本会議所より公益社団法人日本青年会議所に加入している他の青年会議所へ転入会の申し出があるときは、転入会先の青年会議所の規定に合わせ必要書類を提出し、理事会にて承認を得て決定する。

### 第3章 会費

#### （入会金及び会費）

第10条 入会者は定款第9条の規定により、入会金及び会費の納入をもってその資格を得る。但し、再入会の場合、転入の場合の入会金は免除されるものとする。

- 2 正会員の入会金は20,000円とする。
- 3 会員は所定の会費を当該年度2月末日迄に次の通り納入しなければならない。
  - (1) 正会員会費 120,000円
  - (2) 特別会員会費 60,000円
  - (3) 賛助会員会費 120,000円 入会金 20,000円（当初のみ）但し、賛助会員資格は（公社）射水青年会議所定款第6条第1項に準ずるものとする。

- 1 特別会員・賛助会員の会費については、毎年2月末まで本会議所の指定する口座へ振込みすることとする。尚、手数料に関しては特別会員・賛助会員の負担とする。  
但し、正会員会費に関しては2月末日と4月末日と8月末日迄の3回に分納することができる。

#### （特別会費）

第11条 例会以外の行事を行うとき、その他特別の必要がある場合には、理事会の承認を得て特別会費を賦課することができる。

### 第4章 出席義務

#### （出席義務）

第12条 正会員は年間を通じて3分の2以上の出席義務を負う。

- 2 出席義務会合は総会及び例会及びブロック大会とする。但し、アテンダンスを認める。そのアテンダンス会合は他青年会議所の総会及び例会、公益社団法人日本青年会議所、地区、ブロック協議会の主催する事業とする。
- 3 アテンダンスの出席は次回例会開催日までとする。

## 第5章 休会

### (休会)

第13条 正会員は、次の場合休会を申し出ることができる。

- (1) 一身上の都合により、本会所在地域より離れ、6カ月以上正会員としての活動ができないと思われる時
- (2) 傷病療養のため6ヶ月以上正会員としての活動ができないと思われる時
- (3) その他やむを得ない理由のある時

### (休会申告)

第14条 休会を希望するものは、休会届に下記の書類を添えて理事長に提出する。

- (1) 休会を必要とする事情書又は証明書
- (2) 正会員としての満1年未満のものは推薦者の意見書

### (休会承認)

第15条 休会の期間は原則として当該年度末迄とし、さらに長期にわたる場合は年度毎にその更新の申出を行い、理事会の承認を得なければならない。但し、更新の申出を怠った場合には、除名の対象となる。

### (休会中の会費)

第16条 休会を認められた正会員は、定款第5条（事業）の義務が免除されるが、会費は納入しなければならない。

### (復会)

第17条 休会中の会員が復会しようとするときは、理事長に届出て理事会の指示に従うものとする。

## 第6章 退会

### (退会手続)

第18条 正会員は、退会届に徽章を添えて理事長に提出し、当該年度の会費完納し、且つ、自己の担当業務の引継をして退会することができる。但し、理事会の議決によりその条件を緩和することができる。

### (退会者の発表)

第19条 理事長は退会届を受理した場合には、理事会の承認を経て速やかに、全会員に発表しなければならない。

## 第7章 除名

### (調査)

第20条 除名に該当する者のある時は、担当委員長がその実情を調査し理事長に報告する。

### (決定)

第21条 理事会は、前条の報に基づき慎重審議の上決定し、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議を得て、その会員を除名することができる。

- 2 除名は出席理事の無記名投票により、過半数を以って決定する。
- 3 理事会が必要と認めた時は、当該会員又は、当該会員の推薦者の出席を求めることができる。

## 第8章 特別会員

(入会資格)

第22条 定款第6条第1項第2号の有資格者は、会員資格規程第10条に定める会費を添えて理事長に提出し、理事会の承認を持って特別会員となることができる。

(被選任権)

第23条 特別会員は、本会議所の役員並びに公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の役員、委員に選任されない。

(表決権)

第24条 特別会員は、本会の総会に出席し意見を述べることができる。但し、表決権を有しない。

## 第9章 賛助会員

(入会資格)

第25条 定款第6条第1項第4号の有資格者は、所定の入会申込書に記入の上、本会議所事務局へ提出し、当会議所の理事会の承認後、会員資格規定第10条に定める会費を納入することで賛助会員となることができる。

(被選任権)

第26条 賛助会員は、本会議所の役員並びに公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の役員、委員に選任されない。

(表決権)

第27条 賛助会員は、本会議所の総会に出席することができる。但し、表決権を有しない。

(権利について)

第28条 賛助会員は本会議所の開催する総会・例会に出席できる。

- 2 賛助会員は当会議所の委員会へ所属することができる。
- 3 賛助会員は本会議所の会員手帳にて掲載できる。

(会員の期間)

第29条 毎年度1月1日より12月31日までの1年間とする。

- 2 更新は1年ごとに行うものとして、更新する年の2月末日までに会員資格規定第10条に定める会費を納入することで継続となる。

(退会について)

第30条 賛助会員が本会議所を退会するときは、所定の退会届に記入し、理事会の承認を持って退会とする。

- 2 賛助会員の退会の旨は、該当年度の11月末日までに本会議所事務局まで申し出る。

## 第10章 名誉会員

(条件)

第27条 次の各号に該当する者は、総会の決定により名誉会員として推薦される。

- (1) 本会議所の主旨に賛成し、積極的にその発展を助成した者
- (2) その他本会議所に特に功労ある者

(会費)

第28条 名誉会員は、原則として会費は徴収されない。

附則

平成25年12月17日改正